令和３年第８回三股町農業委員会総会議事日程

令和３年８月２７日（金）

日程第１　　会議録署名委員の指名

日程第２　　会期の決定

日程第３　　報告第１５号農地法第１８条第６項の規定による通知について

日程第４　　議案第４０号農地法第３条の規定による許可申請の許可について

日程第５　　議案第４１号農地法第５条の規定による許可申請の承認について

日程第６　　議案第４２号令和３年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

日程第７　　議案第４３号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の承認について

令和３年第８回三股町農業委員会総会審議結果

日程第４

議案第４０号農地法第３条の規定による許可申請の許可について

可決（　１　）

日程第５

議案第４１号農地法第５条の規定による許可申請の承認について

可決（　５　）

日程第６

議案第４２号令和３年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

可決（　１　）

日程第７

議案第４３号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による
農用地利用集積計画の承認について

可決（　１９　）

令和３年第８回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

１．会　　期　８月２７日（金曜日）１日間

２．場　　所　三股町役場４階第１会議室

　　時　　間　９時００分開会

３．会期日程　８月２７日（金曜日）

議　案　審　議

出席者

１番委員	小倉　休幸
３番委員	内村　介貞
４番委員	下石　昭廣
５番委員	馬渡　芳文
６番委員	溝口　良信

農地利用最適化推進委員　　兒玉道郎

欠席者

２番委員　　上水　広志

議案説明のため総会に出席した者

事務局　局　長
事務局　課長補佐
事務局　主　事

（一　　同　　礼）

開　会　　9時00分

事務局
開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口良信）
それでは、ただ今から令和３年第８回三股町農業委員会総会を開催いたします。
尚、本日は新型コロナウイルス感染防止対策から、時間を短縮して、議事を進めていきたいと思います。皆さんのご協力をお願いします。本日は上水委員が欠席でありますが、定足数に達しておりますので総会は成立いたします。また、本日は農業委員会会議規則第２条第５号において、農地利用最適化推進委員の兒玉委員が会議に出席し第３ブロックの区域において説明をしていただきます。これについては、会長の方で許可をしております。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第１、会議録署名委員に５番委員の馬渡芳文さんと１番委員の小倉休幸さんを指名いたします。続きまして、日程第２、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日１日間にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）
異議なしと認めます。よって会期は１日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第３、報告第１５号農地法第１８条第６項の規定による通知について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
報告第１５号農地法第１８条第６項の規定による通知について報告するもので、合計10件32筆17,550㎡、うち田が31筆16,579㎡、畑が1筆971㎡でございます。
詳細については総会資料3頁116番から5頁125番のお目通しをお願いします。

議長（溝口良信）
これについて何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）
ないようですから、次の議案に進みます。日程第４、議案第４０号農地法第３条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第４０号農地法第３条の規定による許可申請の許可についてでございます。合計　1 件 1 筆 163 ㎡、畑が 1 筆 163 ㎡でございます。詳細について担当が、ご説明いたします。

事務局

議案第４０号農地法第３条の規定による許可申請についてご説明いたします。総会資料 7 頁になります。別冊の航空写真と合わせてご覧ください。

受付番号 24 番、受付年月日：令和 3 年 8 月 10 日、受人：〇〇　〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：長田字平山〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：163 ㎡です。こちらは受人の要望による所有権移転売買となっております。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件のすべてを満たしております。以上です。

議長（溝口良信）

それでは、担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（兒玉道郎）

受付番号 24 番は 8 月 25 日に第 3 ブロック委員 2 名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は〇〇地区で水稲及び里芋を中心に農業経営をされています。農地はすべて耕作されており、機械等も充実しており、状況からみても効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るため所有権移転をするものです。また、利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等も特に問題ないことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか

議長（溝口良信）

ないようですから、受付番号 24 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 24 番は許可することに決定いたしました。続きまして、日程第５、議案第４１号農地法第５条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第４１号農地法第５条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計5件7筆6,275㎡、うち田が2筆487㎡、畑が5筆　5,788㎡でございます。詳細について5件続けて、担当がご説明いたします。

事務局

ご説明いたします。総会資料の9頁50番から10頁54番をご覧ください。別冊の航空写真もあわせてご覧ください。

受付番号50番、受付年月日：令和3年8月10日、受人：〇〇〇〇他1名、渡人：〇〇〇〇、申請地：稗田〇〇番〇、地目：畑、面積：391 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は一般個人住宅1棟です。

続きまして、受付番号51番、受付年月日：令和3年8月10日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：樺山字花見原〇〇〇〇番〇〇、地目：畑、面積：417㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は一般個人住宅1棟です。

続きまして、受付番号52番、受付年月日：令和3年8月10日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：新馬場〇番〇他1筆、地目：田、合計面積：487㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は一般個人住宅1棟です。

続きまして、受付番号53番、受付年月日：令和3年8月10日、受人：〇〇〇〇有限会社、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字加世原〇〇〇〇番、地目：畑、面積：332㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は駐車場です。

続きまして、受付番号54番、受付年月日：令和3年8月10日、受人：株式会社〇〇〇・〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：長田字火ノ口〇〇〇〇番〇他 1 筆、地目：畑、合計面積：4,648 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は太陽光発電施設です。以上5件ともに許可要件をすべて満たしていることから、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

それでは、受付番号順に担当委員の説明をお願いします。

１番委員（小倉休幸）

受付番号50番は8月24日に第1ブロック委員3名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

申請人は現在、〇〇〇内の借家で生活をされていますが、借家生活解消のために一般個人住宅の建設を計画されたものです。生活排水等は公共下水道へ接続し、雨水については宅地内に雨水桝を設置し集水後は既設側溝へ排水されることから、特に

問題なく、許可相当と判断いたしました。

続きまして、受付番号51番も8月24日に第1ブロック委員3名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。
申請人は〇〇在住で借家生活をされています。その借家生活解消のため、一般個人住宅建設を計画されたものです。雨水については〇〇〇の既設側溝へ、生活排水等は公共下水道に接続されることから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。

続きまして、受付番号52番は8月24日に第1ブロック委員3名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。
申請人は借家生活をされていますが、家族が増え住居が手狭になったために一般個人住宅の建設を計画されたものです。子供の成長に伴い住居が手狭になった事と、生活にも利便性の良い申請地に住宅の建設を決断されたものです。生活排水等は公共下水道へ接続し、雨水については既存の町道側溝へ排水されることから、特に問題ないものとして許可相当と判断しました。以上です。

３番委員（内村介貞）
受付番号53番は8月25日に第4ブロック委員3名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人の会社は〇〇〇〇の関連会社であり、〇〇〇〇の駐車場が不足しており、関連会社である受人が土地を取得し〇〇〇〇へ賃借するものです。隣接地との境界にブロックを設置し、雨水については敷砂利のため雨水桝を設置して集水後は既設側溝へ排水します。特に問題ないものとして許可相当と判断しました。以上です。

農地利用最適化推進委員（兒玉道郎）
受付番号54番は8月25日に第3ブロック委員2名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。
申請地は地目は畑で2種農地です。転用目的は太陽光発電施設の設置です。申請地は周りの農地との境界もはっきりと分かり、転用事業について、農地の通風、日照、通作業等に著しい支障はないものと判断します。また、土砂の流出及び排水について、申請書では現状のままの勾配で自然浸透です。隣接地への被害防止のため、申請地に高さ30センチの盛土を設けるとのことですが、近年の集中豪雨等を考えると、地形的に見て排水量は耐えられるものかとの問題があるのではないかと判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）
只今、説明等が終わりましたが、これについて、なにかご質問、ご意見はありませんか。

５番委員（馬渡芳文）
54 番についてですが、盛土の関係で雨水等による被害がでる可能性があるとの指摘がありましたが、特に太陽光発電施設の場合は土地を覆うということが多いので、被害が発生した場合は設置業者がきちんと対応をするという文言が申請書の中には書いてありますか。

４番委員（下石昭廣）
私もそう思いました。

１番委員（小倉休幸）
申請地は前にも現地を見に行った所じゃないですか。

４番委員（下石昭廣）
前に現場確認したのは農振除外の案件でいきました。

議長（溝口良信）
54 番について、事務局から説明をしていただきます。

事務局
農業委員会でも何度か現地確認をした場所です。先日も開発行為の関係で 2000 ㎡を超える案件なので、企画商工課と都市整備課と農業委員会で現地を見に行きました。都市整備課の専門的な意見を聞いたところ、地下浸透で大丈夫ではないかとの意見でした。急な勾配もなく隣接する農地もないことから、周囲の土手とフェンスで対応して頂いて、都市整備課からも意見が出たのですが、地下浸透で今後利用計画をたてる中で、先程指摘のあった集中豪雨等で周囲に影響が出るようなケースがあれば、受人の〇〇〇・〇〇〇〇に誠意を持って対応していただくように指導をしたところです。以上です。

４番委員（下石昭廣）
私も現地確認をしているのですが、その時に事務局から今のような説明がありました。地目は畑ですが現況は山林化しているので、現状のまま盛土をせず、地下浸透の方が土砂流出等の心配もないのではないかと思いました。

事務局
現地は、ほとんどフラットな状態で周りに盛土をするというのは、土手を作るということです。周囲を土手で囲って、その敷地内で地下浸透させるということです。

４番委員（下石昭廣）
盛土ではなく土手を作るということですね。上の方だけですか。

事務局
上も下も土手を作って、周囲に影響がないように、その敷地内で地下浸透させるということです。

１番委員（小倉休幸）
面積が狭いので大丈夫じゃないかと思います。

事務局
申請地の西側は日照条件の関係で太陽発電施設の設置は難しいので、東側に設置する予定です。また、南側境界ぎりぎりで盛土とフェンスを設置するということで利用計画図を提出してあるのですが、昨日、現場確認をした時に都市整備課から意見が出て、盛土とフェンスを境界ぎりぎりで設置すると勾配があるのでそれは良くないということでした。それで今朝受人のほうに盛土とフェンスの設置場所を２メートル位内側に下げて利用計画図を作成して、再度提出してもらうように指導をしたとこです。

事務局
先程も説明しましたが、今の現況を変えずに施工してもらうように指導をしていくということです。

４番委員（下石昭廣）
それで盛土そのものが流失する恐れはないですか。

事務局
それはないと思います。上の段も下の段も法面以外は、ほとんどフラット状態なので大丈夫だと思います。

４番委員（下石昭廣）
はい。分かりました。

議長（溝口良信）
土を盛るのではなくて土手を作るということを事務局が説明したと思いますが、最初の土地利用計画図では、境界ぎりぎりの 30 センチのところに土手を作る計画であったのを２メートル位、距離をおいて内側に設置するように都市整備課と総務課から指導があったということを、今朝受人に伝えたということです。

議長（溝口良信）
他にご意見、ご質問はないですか。

議長（溝口良信）
ないようですので、受付番号 50 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 50 番は承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 51 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号　51 番は承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 52 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 52 番は承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 53 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 53 番は承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 54 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 54 番は承認することに決定しました。続きまして、日程第６、議案第４２号令和３年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
議案第４２号令和３年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認についてでございます。今回、〇〇〇氏１名があがってきております。〇〇氏については、昨年まで認定農業者でございましたが、事業計画目標に中々達していないという状況と

本人が林業の方を主体にしたいということで、認定農業者から外れております。しかし、利用権設定をしている関係で、今回新たに新規で推薦農業者という形で上がってきたものです。詳細については、先日配布しました総会資料の通りとなっております。ご審議をお願いします。

議長（溝口良信）
只今、事務局の説明がありましたが、今回も全体協議会が中止になりましたので、推薦委員の説明がなかったわけですが、資料にありますように〇〇〇さんが新規で杉野委員からの推薦ということであがってきております。

議長（溝口良信）
これについて、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）
ないようですから、議案第４２号令和３年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、令和３年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第７、議案第４３号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
議案第４３農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の承認についてでございます。今回、所有権移転は合計 8 件 11 筆 14,779 ㎡、うち田が 6 筆 6,815 ㎡、畑が 5 筆 7,964 ㎡でございます。利用権設定については、合計が 11 件 37 筆 23,240 ㎡、うち田が 30 筆 16,824 ㎡、畑が 7 筆 6,416 ㎡でございます。利用権設定の内訳としましては、通常利用権設定が合計 4 件 7 筆 7,129 ㎡、うち田が 4 筆 4,487 ㎡、畑が 3 筆 2,642 ㎡でございます。農地中間管理機構による利用権設定は合計 7 件 30 筆 16,111 ㎡、うち田が 26 筆 12,337 ㎡、畑が 4 筆 3,774 ㎡でございます。詳細について、ご審議をお願いいたします。

議長（溝口良信）
それでは農用地利用集積計画でございますが、所有権移転各筆明細は、総会資料 13 頁 64 番から 14 頁 71 番まで、通常利用権設定の各筆明細は総会資料 15 頁 327 番から 330 番まで、農地中間管理機構による利用権設定は総会資料 16 頁 331 番から 17

頁 337 番までとなっております。これについて皆さんから何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、総会資料の所有権移転に関する 13 頁 64 番から 14 頁 71 番まで、及び利用権設定に関する 15 頁 327 番から 17 頁 337 番までについて承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、総会資料の所有権移転に関する 13 頁 64 番から 14 頁 71 番まで及び利用権設定に関する 15 頁 327 番から 17 頁 337 番までについて承認することに決定いたしました。以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了しました。

本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第８回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉　会　10 時 00 分